

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成29年10月19日(2017.10.19)

【公表番号】特表2016-540130(P2016-540130A)

【公表日】平成28年12月22日(2016.12.22)

【年通号数】公開・登録公報2016-069

【出願番号】特願2016-519966(P2016-519966)

【国際特許分類】

D 06 M 11/72 (2006.01)

A 47 C 27/12 (2006.01)

D 04 H 1/4258 (2012.01)

D 04 H 1/541 (2012.01)

D 04 H 1/55 (2012.01)

D 06 M 13/288 (2006.01)

D 06 M 13/358 (2006.01)

C 09 K 21/02 (2006.01)

C 09 K 21/06 (2006.01)

D 06 M 101/04 (2006.01)

【F I】

D 06 M 11/72

A 47 C 27/12 B

D 04 H 1/4258

D 04 H 1/541

D 04 H 1/55

D 06 M 13/288

D 06 M 13/358

C 09 K 21/02

C 09 K 21/06

D 06 M 101/04

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月7日(2017.9.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

耐火性バット材料であって、

上面および下面を有する層であって、前記上面から前記下面まで延びる複数の実質的に垂直に配向された難燃処理された纖維を含み、前記実質的に垂直に配向された難燃処理された纖維が、防火処理されたリヨセル纖維であり、前記実質的に垂直に配向された難燃処理された纖維が、ポリリン酸アンモニウムで処理されたリヨセル纖維を含み、前記実質的に垂直に配向された難燃処理された纖維が、前記層の50パーセントより多い層と、

バインダー材料とを含む、耐火性バット材料。

【請求項2】

前記リヨセル纖維が3.81~7.62cm(1.5~3.0インチ)の平均長さを有する、請求項1に記載の耐火性バット材料。

【請求項 3】

前記耐火性バット材料が 169 ~ 610 グラム / 平方メートル (5 ~ 18 オンス / 平方ヤード) の坪量を有する、請求項 1 に記載の耐火性バット材料。

【請求項 4】

前記実質的に垂直に配向された処理された難燃性繊維の防火性材料の装填が、 16 CFR Part 1633 (2007) として定められた燃焼性基準を満たすために有効な量である、請求項 1 に記載の耐火性バット材料。

【請求項 5】

1.27 cm ~ 7.62 cm (0.5 インチ ~ 3 インチ) より大きい厚さを有する、請求項 1 に記載の耐火性バット材料。

【請求項 6】

前記上面から前記下面まで延びる前記実質的に垂直に配向された難燃処理された繊維が、プリーツ形態である、請求項 1 に記載の耐火性バット材料。

【請求項 7】

請求項 1 に記載の耐火性バット材料を含む、マットレス。

【請求項 8】

物品を防火する方法であって、

布帛ティッキングを含む層、バット材料の層、および任意選択のステッチ裏地層を組み合わせる工程であって、バット材料層は、上面、下面、前記上面から前記下面まで延びる複数の実質的に垂直に配向された難燃処理された繊維、およびバインダー材料を含み、前記実質的に垂直に配向された難燃処理された繊維が、前記層の 50 パーセントより多く、防火処理されたリヨセル繊維がポリリン酸アンモニウムを含む工程と、

複合材料を形成するためにそれらの層を縫い合わせる工程と、

前記複合材料を物品に組み込む工程と

を含む、方法。

【請求項 9】

前記バット材料層と前記任意選択のステッチ裏地層との間に介在されたフォーム層を、さらに含む、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 10】

前記バット材料層が 1.27 ~ 7.62 cm (0.5 ~ 3.0 インチ) の厚さを有する、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 11】

前記バット材料層が 169 ~ 610 グラム / 平方メートル (5 ~ 18 オンス / 平方ヤード) の坪量を有する、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 12】

前記実質的に垂直に配向された難燃処理されたものの中および / または上への防火性材料の装填が、 16 CFR 1633 (2007) として定められた燃焼性基準を満たすために有効な量である、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 13】

前記バインダー材料が、 130 未満の周囲部融点を有する二成分ポリエステルである、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 14】

前記上面から前記下面まで延びる複数の実質的に垂直に配向された難燃処理された繊維が、プリーツ形態である、請求項 8 に記載の方法。